

福津市社協だより

2020
6

「災害時におけるボランティア活動 に関する協定」締結式



📷 今月の表紙・・・災害時におけるボランティア活動に関する協定

今月の 表紙福津市と災害ボランティアセンター運営に関する協定を結びました。
詳細は、P4～P5をご覧ください。

TOPICS

P4～P5... 特集

災害に備える

～福津市との協定と発災時の社協～

P2～P3..... 令和2年度事業計画・収支予算

P6 必見！見守りのポイント！！

P7 あんしん安らか事業

連載 こんにちは！民生委員です！

P8 健康レクサポーターの会が教えるお家でできる体操講座



この広報誌は共同募金の配分金により発行されています。

○基本方針

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化し、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

このような中、地域で暮らすすべての人が、その人らしく日々の生活を継続していくためには、住民同士の支えあい・助けあいの機能強化がますます重要になります。

平成28年度に市と一体的に策定した第2期福津市地域福祉計画・福津市地域福祉活動計画に基づき、中間年度となる令和元年度は、新規に「第2層生活支援コーディネーター業務」

を受託することにより、各郷づくり推進協議会との連携を密に図り、第2層生活支援コー

ディネーターとともに、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組み、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを行っています。

近年、全国的に甚大な災害が多発する中、災害が発生した時、災害ボランティアによる被災者の生活環境の回復活動を支援するために、社会福祉協議会が中心となって、関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置・運営することが、福津市地域防災計画に位置付けられています。令和元年度は災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、市と協議を重ね、「災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」を締結しました。今後とも協議を継続し、平時からの連携体制づくりに努めます。

令和2年度もこれらの事業の充実を図り、誰もが安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちの実現に向けた事業を展開していきます。

○重点的な取り組み事項

地域での支え合い活動の充実

①見守りネットワークの構築

○支え合い・助け合いのまちづくりに取り組む住民主体の福祉組織「小地域福祉会」の新規結成を支援します。

○現在福津市内で43団体（45自治会）が小地域福祉会を結成し、見守り活動や日常生活支援活動、交流・ふれあい活動などに取り組んでいます。日々の小さな取り組みの積み重ねは、人と人とのつながりとなり、支え合う力となっています。今後も、地域で互いに支え合い・助け合えるような関係づくりを支援し、さらなる充実を図ります。

○市が進める、郷づくり地域ごとの生活支援体制整備に係る第2層生活支援コーディネーター活動を支援し、各郷づくり推進協議会や小地域福祉会など地域の様々な団体と密に連携を図り、地域の特性を生かした地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。併せて福祉委員（仮称）の設置についても引き続き検討します。

② 社会福祉法人連絡会による公益的な事業の推進

○社会福祉法人の連携によるサービスの充実・向上を図るとともに、地域住民の生活課題に対応できる公益的な事業を検討・実施します。

○ふくおかライフレスキュー事業に参加している法人、4法人8事業所が中心となつて、ふくおかライフレスキュー事業福津市地区連絡会を設立しました。連絡会を中心に相談支援方法を協議し、生活困窮者等が抱える制度の狭間の課題に連携して対応します。

③ 生涯にわたる安心生活の確保

○身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀や家財処分、定期的な見守り等を行なう「あしん安らか事業」の普及に努めます。

包括的・総合的支援体制の構築

○高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の協働の中核となる体制の構築を目指します。

○生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行う

権利擁護に関する取り組みの充実

○成年後見制度利用促進法の施行により、制度の利用促進に係る計画の策定や地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等が全市町村に求められています。本会の法人後見事業や市民後見推進事業、日常生活自立支援事業などの取り組みを一層強化し、総合的な権利擁護体制の構築に寄与します。

社協機能の充実強化と財源確保

○住民の福祉課題に沿った事業の企画や既存事業の見直し、業務の効率性を高めるとともに、自己研鑽等による職員の資質と専門性の向上に努め、社協活動をモデルし、住民への理解増進を図ります。

○小地域福祉社会やボランティアの育成支援等の財源を確保するため、赤い羽根共同募金の意義と必要性の周知に努めます。

介護等事業の充実

○介護保険利用者等、日常的な支援を必要とする人やその家族等から、より高い信頼度・満足度が得られるよう、ヘルパー研修の充実、自己研鑽に役立つ各種情報の収集・提供及び活用を促進します。

○不足する介護人材を確保・育成するため、資格取得のための貸付制度や処遇改善を行います。

収支予算

●収入 (単位：円)		●支出 (単位：円)	
種別	予算額	種別	予算額
寄付金収入	1,611	人件費支出	79,421
補助金収入	54,554	事業費支出	7,073
受託金収入	19,070	事務費支出	13,945
事業収入	1,362	助成金支出	8,293
介護保険事業収入	23,077	固定資産取得支出	1,262
障害福祉サービス等事業収入	1,750	積立資産支出	1,300
利息収入	8	拠点区分間繰入金支出	3,095
その他の収入	260	その他活動による支出	2,335
積立資産取崩収入	11,180	予備費支出	950
拠点区分間繰入金収入	3,095	当期末支払資金残高	22,160
その他の活動による収入	500	支出合計	139,834
前年度繰越金	23,367		
収入合計	139,834		

災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結しました

福津市（防災安全課）と福祉社会福祉協議会では、本年度から毎月1回協議を行い、令和2年3月24日、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しました。

本協定は、災害時における災害応急及び復旧活動として行うボランティア活動、市外の大規模災害時におけるボランティア活動に関する協力体制について、平時から連携・協力

して取り組んでいく体制を整えることを目的に締結しました。

協定では、災害ボランティアセンターの設置・運営をはじめ、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの需給調整、資機材等の調達、市外被災地域への復旧支援活動などを定めています。

また、平時からの協力として、相互に連携し、災害ボランティアの養成や自主防災組織の育成について、市と社会福祉協議会が連携して取り組んでいくこととなっております。

協定締結式で、原崎智仁市長は「近年の地球温暖化等の環境変化で、局地的な風水害や台風勢力の拡大、将来起こり得る大地震により、福津市においても自然災害が予測される。行政においても大規模災害時には、どうしてもマンパワーの不足が想定される。

このような中で、福津市でのボランティアセンターの体制整備は、安心安全なまちづくりにつながる。



平成 30 年度福岡防災フェスタでの訓練



有事の際には、効率的な復旧・復興活動ができるよう今後も連携深めていきたい。」とあいさつされました。

今後も協議を続け、いざという時に、センターの設置、市民からのニーズ把握、ボランティアの受け入れが円滑できるよう災害時を想定した体制の整備を行っていきます。



災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結しました

○連携及び協力

- ・市と社協は、相互に連携、協力し、災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティア活動の業務を実施します。

○災害ボランティアセンターの設置

- ・大規模災害が発生した際に、市が災害対策本部を設置し、被災地域でボランティア活動の必要性を協議し、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置します。

○災害ボランティアセンターの業務

- ・災害対策本部等と連携として情報共有を行う。
- ・市民のニーズを把握し、ボランティア派遣の調整を行う。
- ・ボランティアの募集、保険の加入、受付、登録、送り出しなどを行う。

○設置場所

- ・設置場所は、災害により損害や二次災害の恐れが少なく、災害状況に応じてボランティア受け入れ規模を想定し、市と社協で協議し、最適な場所に設置する。

○平常時の協力

- ・市と社協は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との支援体制の確立を図る。
- ・市は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの養成を行うとともに自主防災組織の育成に努めるものとし、社協はこれに協力する。

日頃から災害への備えを心がけましょう！

- 避難所を確認しましょう。

※避難所は4月1日の広報ふくつと一緒に全戸配布された「福津市総合防災マップ」や「福岡県避難所マップのホームページ」に掲載されています。

- 避難所までの道のりを確認しましょう。
- 避難のタイミングを確認しましょう



	警戒レベル	避難行動等	避難情報等	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; margin-right: 10px;">危険度</div> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">↑</div> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">↓</div> </div>	高	警戒レベル 5	既に災害が発生している。 命を守るための最善の行動を取りましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)
		警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難所へ避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） (市町村が発令)
		警戒レベル 3 高齢者は避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。	避難準備・ 高齢者避難開始 (市町村が発令)
		警戒レベル 2	自らの行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
	低	警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

- 非常持出袋や非常備蓄品を用意しましょう。
- 家族で避難や連絡の方法を確認しておきましょう。
- 一人で避難することが難しい方は、日頃から近所の人に頼っておきましょう。
- 非常時にみんなで助け合いができる地域を平時からつくりましょう。



必見！見守りのポイント！！

近所に気になるお家はありませんか？

災害時などは、これまで当たり前できていた買い物やサロンなどの外出ができなくなり、閉じこもりがちになる方が多くなります。安心な地域であるために必要となるのは、ご近所の見守りです。

声掛けを必ずしなければならないわけではありません。ご近所に以下のようなことが起こっていないか、ちょっとお庭に出たときに、散歩にいったときに気にかけてみてください。

☐ 電話

応答がない、つながらない。

☐ テレビ・ラジオ

音が一日中聞こえる。

☐ 雨戸・窓・カーテン

何日も開けっ放し、または閉めっぱなし。

☐ 異臭

家から異臭がする。

☐ 車や自転車

いつも出かける時間にそのまま置いてある。

☐ 洗濯物

同じものが何日も干しっぱなし。

☐ 電気

昼間に付けっぱなし、または夜につけていない。

☐ 玄関のベル

鳴らしても応答がない。

☐ 新聞・郵便・牛乳・回覧板など

何日もたまっている。

☐ 庭

手入れしていた庭が荒れている。

☐ ゴミ

決まった日に出していたのに出ていない。

☐ 最近、姿を見かけない・・・

- ・ サロンに出てこなくなった。
- ・ 約束に必ず来る人が来ない。

- ・ 仕事や会合に連絡もなく休んでいる。
- ・ 行きつけの店で姿を見かけない。



見守り活動は、地域のつながりを生みだし、孤独死・孤立死の防止及び早期発見に効果的です。見守りのポイントを参考に、普段の暮らしのなかで、地域での見守り活動に取り組み安全・安心の地域づくりを進めましょう。

異変に気づいた場合や、見守り活動の推進に関するお問い合わせは、福津市社会福祉協議会までご連絡下さい。

民生委員です!

「関係機関への橋渡し役」



原町2区

芳賀 邦子さん

今回は原町2区担当の芳賀邦子さんにお聞きしました。

原町地区は、昭和36年ごろから八幡製鉄（現：新日鐵住金）の社員住宅として造成され、造成後は主に北九州から転入された方達により原町1区、同2区、同3区として町が開かれ約60年を経過しており旧福岡町では最も古い団地です。地域の特徴としては、原町連合会があり、高齢者の見守りや、原町元気塾など地域でのさまざまな催しを原町全地域で取り組まれているところです。

このような地域の中で芳賀民生委員は、16年前に当時の区長さんから50歳代の民生委員を地区から推薦したいと声かけされ、現在は福津市民生委員・児童委員会の副会長を担っていただいています。

高齢者世帯への見守りや、各種イベント等での声掛けに心がけているが、日常生活の中での困りごとに対して「支えてほしい、助けてほしい」と遠慮なく身近な人へ言える地域づくりを目指していきたいと語っていただきました。

誰にでも訪れる「その時」に備えて — 安心やすらか事業

少子高齢化と核家族化の影響からか、福津市でも一人暮らしの高齢者が増加しています。高齢の一人暮らし世帯は、平成30年3月末で4,213世帯に及び、福津市全世帯のうち約15%を占めています。この中には、様々な理由で身寄りがない方も多くいらっしゃいます。

福津市社会福祉協議会では、身寄りのない高齢者の方が、引き続き安心して生活していくことができるよう、事前にお話をして、葬儀や家財処分の計画を立てて、お預かりした預託金をもとに死後に葬儀、家財処分や入退院時の支援をおこなう「あんしん安らか事業」を平成30年度から実施しています。



利用できる方

以下の条件すべてを満たす方が事業の対象となります。

- ① 福津市内に居住する65歳以上の方
(同居者がいる場合、全て65歳以上の親族であること)
- ② 明確な契約能力を有する方
- ③ 子供がいない方
- ④ 生活保護を受給していない方

利用料について

◆入会金・年会費について

初回契約時に入会金と年会費を支払っていただき、その後は毎年1回、年会費を支払っていただきます。

入会金	15,000円
年会費	12,000円

◆預託金について

入会時に預託金をお預かりし、契約者の方が亡くなった場合の諸手続きを行います。

預託金	500,000円～
-----	-----------

お問い合わせ

福津市社会福祉協議会

TEL:0940-34-3341



外出ができない今だからこそ!

福津市内のサロンなどで活躍している

福津市健康レクサポーターの会が教える

『お家でできる健康体操講座』

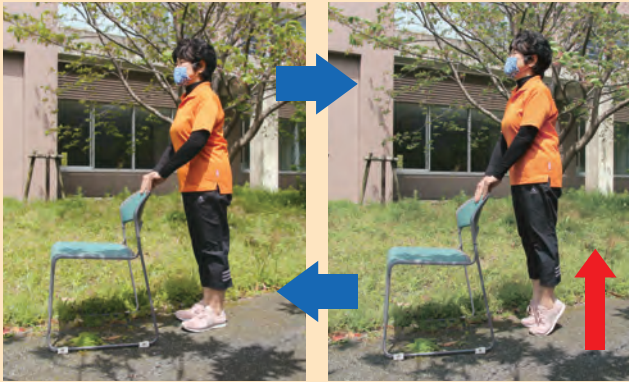
新型コロナウイルス感染症の影響が続き、なかなか外出がしづらい今日だからこそ、からだを健康に保つことはとても重要です。感染症が落ち着いたら元気に外出ができるよう、普段からの体操に取り組んでみましょう。

準備するもの：椅子

⚠️ 転倒を防止するために必ず椅子を支えに行ってください

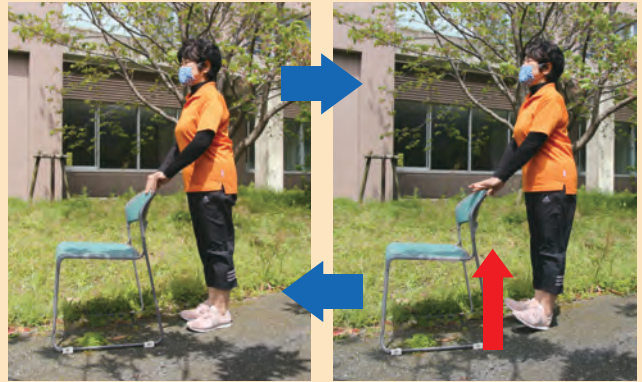
(1) ふくらはぎを鍛える体操 …ふくらはぎを鍛える運動です。転倒予防に効果があります!

かかと上げ



- ①椅子の後ろに背を持ってまっすぐ立ちます。
- ②そのままつま先を上にあげます。これを20回繰り返します。

つま先上げ



- ①椅子の後ろに背を持ってまっすぐ立ちます。
- ②そのままつま先を上にあげます。これを20回繰り返します。

(2) 太ももを鍛える体操 …太ももを鍛える運動です。足元を元気に保ちましょう!

スクワット



- ①椅子に手を添えて立ちます。足は、肩幅に開いてください。背筋は丸めずにまっすぐ伸ばします。



- ②椅子に手を添えたまま体を下げていきます。これを 回程度繰り返します。

膝がつま先よりも前に出ないようにお尻を後ろに下げるイメージで行うとより効果的です。